

監査公表第15号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年10月3日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰
(公印省略)

第1 監査種別

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

指定管理者	ビルホゼングループ（代表団体：静岡ビル保善株式会社、構成団体：中部ビル保善株式会社）
指定管理施設 （所管部課）	新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな（産業振興部観光課） 新城市学童農園山びこの丘（鳳来総合支所地域課）

第3 監査に当たった監査委員

夏目道弘
中西宏彰

第4 監査の期間

令和7年5月22日～令和7年10月2日

第5 監査の方法

新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな及び新城市学童農園山びこの丘の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め調査・確認を行った。また、施設の現地査察を行い、関係法令及び協定書等に沿って適正な施設管理及び事務処理が行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

所管部課に対しては、公の施設の指定管理に係る事務の執行状況、指定管理者の選定経過及び協定書の内容、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

第6 監査の結果等

1 監査対象の概要

新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいなは、市民等の心身の健全な発達及び豊かな生活の形成並びに観光振興に寄与することを目的に、体力の向上及び健康増進の場並びに休養及びレクリエーションの場を提供するため、新城市能登瀬地内に設置された。

新城市学童農園山びこの丘は、学童等に自然及び農業に親しむ機会を与え、農業生産活動の実践及び体験を通じ、豊かな創造力及び行動力のある人材育成の場と

して、新城市玖老勢地内に設置された。

ビルホゼングループは指定管理者制度による公の施設の管理運営を始め、建築物の各種設備機器の点検・保守・管理、宿泊施設の経営等の事業を営むことを目的としている。本施設の指定管理を平成18年9月から継続して行っており、令和7年4月から3年間の新たな指定管理に係る契約を締結している。

2 監査対象事業について

新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな指定管理事業

新城市学童農園山びこの丘の指定管理事業

指定方法 公募

指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理料

令和6年度 85,554,000円

新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな 57,964,000円

新城市学童農園山びこの丘 27,590,000円

指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

指定管理料

令和7年度 122,298,000円

新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな 81,015,000円

新城市学童農園山びこの丘 41,283,000円

3 監査の結果

指定管理事業については、関係法令及び協定書等に沿って概ね適正に処理されていると認められたが、引き続き当該施設の指定管理の実施状況の把握に努め、適切な指導監督に当たられるよう望むものである。

なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月を目途に通知されたい。

【ビルホゼングループ】

指摘事項

指定管理料については、支払時期が協定書に定められているので、適切な事務処理を行われたい。

意見

熱中症の重篤化を防ぐため労働安全衛生規則が改正され令和7年6月1日から施行されているので、適切な対応に努められたい。

【産業振興部観光課】 【鳳来総合支所地域課】

意見1

指定管理者とは毎月の業務報告の受領だけに留まらず、情報交換を密にして強固な信頼関係を築き、円滑な施設運営にあたられたい。

意見2

今回の指定管理期間は3年と短いので、そうしたことを踏まえたうえで、指定管理者の協力を仰ぎ利用者の声をしっかりと吸い上げて、今後の施設の在り方を検討していただきたい。

特にゆ〜ゆ〜ありいなについては、現行の諸物価、人件費等の高騰により指定管理料は増加しており、今後もこの傾向は続くものと推測される中で、施設最大の収入源である利用料金は、利用者の減少に伴い減収となっている。

料金改定については、条例改正が必要となる場合があることや、施設の老朽化への対策等により早急な対応は難しい状況にあるが、施設の今後の在り方については、現在策定中の湯谷温泉街活性化構想（計画）の中で、施設の存続方針、料金体系等をしっかりと検証・検討して、可能な限り早期に最善の方向性を示されたい。